

# 「平成31年度奨学金返還支援事業周知業務」の委託に関する 企画提案競技実施要領

宮崎県が実施する「平成31年度奨学金返還支援事業周知業務」に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案競技を実施する。

## 1 目的

県では、県内企業に就職した若者が在学時に貸与を受けた奨学金の返還を産業界とともに支援することにより、本県の地域や産業を担う若者の県内への就職と定着を促進する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を実施している。

当該事業の周知を図るため、支援企業を中心としたイベントの開催等の広報活動等を実施する。

## 2 委託業務の内容

県内外の大学生等やその保護者を対象として、県内定着を目的としたイベントの企画・運営、参加企業並びに来場者の募集及びこれらに係る業務全般について総合的に行う。

詳細は「平成31年度奨学金返還支援事業周知業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

## 3 委託期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

## 4 委託契約額の上限

3,143,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とする。

## 5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者と見なす。
- (4) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。
- (5) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないこと。
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。

## 6 応募方法

### (1) 提出資料

- ①平成31年度奨学金返還支援事業周知業務企画提案書（別記様式第2号）1部
- ②企画書 6部（日本工業規格A4版）
- ③見積書及び見積明細書 6部  
（ア）業務委託の積算内容が分かるように記載すること。  
（イ）宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。
- ④業務スケジュール 6部
- ⑤会社概要（既存のもの） 6部
- ⑥業務実績（過去2年以内の地方公共団体との契約実績） 6部

### (2) 企画書の提出期限

平成31年5月23日（木）午後5時まで（必着）

### (4) 選定方法

書類審査による審査方式とし、提出された企画案について下記の点を総合的に審査の上、決定する。

- ・ 企画提案内容
- ・ 本業務の実施に必要な組織体制
- ・ 計画的な業務スケジュール
- ・ 見積金額（費用積算内訳）

### (5) その他

- ①本要領に関する疑義は、質問書（別記様式第1号）をファクシミリ、電子メール又は持参により、平成31年5月9日（木）正午まで受け付ける。ファクシミリの場合は、送信の事前・事後に必ず電話確認を行うこと。  
なお、質問に対する回答内容は、平成31年5月13日（月）までに宮崎県ホームページ上に掲示するものとする。
- ②提出された資料は返還しない。
- ③企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。
- ④採用された企画書は、協議の上、変更することがある。
- ⑤選考結果については、全参加業者に文書にて通知する。
- ⑥決定した業者と業務打合せを行い、委託契約を締結する。  
なお、契約手続に要する費用は業者負担とする。
- ⑦提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
- ⑧虚偽の記載をした提出書等は、無効とする。
- ⑨委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。
- ⑩参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

## 7 日程

- (1) 実施公告 平成31年4月19日(金)
- (2) 質問書提出締切 平成31年5月9日(木) 正午まで
- (3) 企画書等提出期限 平成31年5月23日(木) 午後5時(必着)
- (4) 選定結果通知 平成31年5月下旬(予定)

## 8 契約の締結

### (1) 契約締結の手続きについて

ア 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

イ 契約に係る仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で仕様書を作成することがある。

### (2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

### (3) 委託費の支払いについて

委託業務の完了後に精算払により支払う。

## 9 担当課(書類の提出先及び問い合わせ先)

宮崎県総合政策部産業政策課産業人財担当(担当:年森)

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-26-7967(直通)

FAX 0985-26-0047

E-mail sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp